

韓国の公職選挙法改正—在外国民への選挙権付与

白井 京

【目次】

- I はじめに
 - II 憲法裁判所の決定
 - III 国会での審議
 - IV 改正法の概要
 - V 国内外の反応
- 抄訳：公職選挙法

I はじめに

2009年2月12日、韓国において改正公職選挙法が公布され、同日施行された。

韓国で現在施行されている公職選挙法は、全17章279か条の本則と多数の附則からなり、かつての大統領選挙法、国会議員選挙法、地方議会議員選挙法、地方自治体首長選挙法を一つに統合し、すべての選挙に適用することで選挙管理に一貫性をもたせることを意図して、1994年に制定された法律である。

その後、選挙運動におけるインターネット関連規定の新設や、永住外国人への地方参政権の付与、政党内での公認候補選出予備選挙についての規定新設、選挙権年齢の20歳から19歳への引下げ等、法律名称そのものの変更も含めて22回に及ぶ改正を経て、現在に至っている。

今回の改正では、憲法裁判所の決定を受けて、在外国民（韓国国籍で海外に居住している者）の国政選挙での投票を可能とするべく、在外選挙制度を新設することに焦点があてられた。

この改正によって、海外駐在や留学などの事情で一時的に海外に在住する韓国国民だけでなく、日本生まれの在日韓国人を含む海外永住者も国政選挙において投票することが可能になった。^(注2)

本稿では、憲法裁判所の「在外投票」に関する判断の変遷と、決定を受けた国会の審議過程での議論、そして改正された公職選挙法の該当

部分の概要について紹介する。末尾に、今回新設された「第14章の2 在外選挙に関する特例」の抄訳を付した。

なお、人口4846万人の韓国の「在外同胞」は約700万人、このうち韓国国籍を有する「在外国民」は約302万人である。^(注3)この在外国民のうち、在日韓国人を含む永住者は約147万人、駐在や留学などの理由による海外在住者は約155万人とされる。147万人の永住者は米国（73万人）、日本（52万人）が圧倒的に多く、カナダ（8万人）、中南米（7万人）と続く。

中央選挙管理委員会は、19歳以上の在外国民を約240万人と見積もっている。この数字は、過去2回の大統領選挙で39～57万票という僅差により勝敗が決したことを考えれば、今後の国政選挙において非常に大きな意味を持つ数字といえる。^(注4)

II 憲法裁判所の決定

在外選挙制度を新設した今回の改正において、決定的な役割を果たしたのが、憲法裁判所の違憲決定である。

以前の公職選挙法では、第15条（選挙権）において「19歳以上の国民」に選挙権があることを明記しながらも、第37条第1項（名簿作成）では各自治体の長に対し基準日に「住民登録がなされている者」について選挙人名簿を作成するよう定めていた。すなわち、海外に永住する韓国国民に対しても一応選挙権は与えられているように見受けられるものの、海外永住者は住民登録をしておらず選挙人名簿に掲載されることはないため、実際には投票することができず、実質的には選挙権がない状態であった。また、住民登録がなされている一時的な海外在住者（留学生、駐在員等）でも、一時帰国する以

外に投票する手段がなく、国外で投票することは不可能であった。^(注5)

1997年に、在日韓国人2世の李健雨氏ほか、在日韓国人計9名が、この公職選挙法の規定について、選挙権の侵害であるとして憲法裁判所に憲法訴願審判を請求した。これに対し、憲法裁判所は1999年1月28日、当時の公職選挙法に対し合憲との判断を下した。その論拠は以下の通りである。^(注6)

- ・大法院の1999年時点までの判例によれば、北朝鮮の住民や朝鮮総連系の在日同胞についても大韓民国の国民として認めている。そのため、すべての「在外国民」に選挙権を認めると、北朝鮮住民や朝鮮総連系の在日同胞も選挙権の行使が可能となる。場合によってはこれらの者が決定権を行使することもありうるため、分断国家という現実から在外国民に選挙権を付与することはできない。
- ・選挙において公正性の確保が困難である。
- ・技術的な問題として、外国にいるすべての国民に選挙の実施及び候補者について公報し、選挙運動を行い、投票用紙を発送して回収することは実務上不可能である。
- ・選挙権は国に対する納税、兵役その他の義務と結び付けられているので、このような義務を履行しない在外国民に選挙権を認めることはできない。

その後、2000年前後から、日本での在外選挙の実施などもあり、再び在外選挙を認めるべきとの主張が見られるようになったが、与野党の対立もあり議論は進展しなかった。

2004年、再び李健雨氏を代表とする在日韓国人により、また2005年には韓国国籍を有する

複数の米国・カナダ永住者により、憲法訴願審判が請求された。

これらの憲法訴願審判は、前回と同様に、公職選挙法の規定が国民の参政権行使のための要件として住民登録を求めることで、住民登録をすることができない請求人らによる選挙権行使を不可能にしたのは、憲法上の基本的人権として保障されている選挙権を侵害するものと主張したものである。訴えの内容は、前回とほぼ同じである。

この憲法訴願に対し、2007年6月28日、憲法裁判所は一転して1999年判決を変更する決定を全員一致で下した。

これらの選挙法の規定を違憲とし、2008年12月31日を時限として立法者が改正するまで継続適用する「暫定適用憲法不合致決定」を下したのである。暫定適用憲法不合致決定とは、当該条項を違憲としながらも、法の空白状態と社会的混乱を避けるために暫定的に継続して適用し、時限付きで立法府に改正を求めるという変形決定の一種である。

憲法裁判所は国民の選挙権行使について、「国民主権原理を実際に行使する手段であり国民の意思を国政に反映することができる重要な通路」であると述べた上で、選挙権を制限する立法は安全保障や公共福利のために不可避かつ例外的な場合にのみ制限することが正当化されるが、憲法第24条（「すべての国民は、法律が定めるところによって選挙権を有する。」）により与えられる選挙権の本質的な内容を侵害することはできない、と述べた。

さらに、今回の判断について、憲法裁判所は以下のよう^(注7)に述べている。

- ・在外国民は韓国の旅券等を所持しており、北朝鮮住民や朝鮮総連系の在日同胞との区別が可能である。

- ・選挙の公正性に対する恐れがあるという理由で、民主国家の機能的前提である選挙権行使を特定の国民に対し拒否することはできない。
- ・技術上の問題点は、インターネット等情報通信技術の発達等により克服できるため、選挙権制限の合理的な理由にならない。
- ・憲法は国民の基本権行使を納税と国防の義務履行の見返りとしていないだけでなく、在外国国民にも兵役義務履行の道が開かれていること、在外国国民の中には兵役義務と無関係な女性や、兵役義務の履行者もいることを勘案すれば、この理由によって選挙権を否定することはできない。
- ・選挙権の制限は、その制限を不可避に要請する個別的・具体的事由が存在することが明白な場合に限り正当化されるもので、漠然とした抽象的な危険や国家の能力によって克服できる技術上の困難及び障害等によって正当化されるものではない。

その他、地方選挙権及び被選挙権について、住民登録ができない在外国国民であっても韓国国内に居住する者については認めるべきであるとした。

また同日、洋上投票についての規定がないことに対する遠洋漁船船員の請求についても憲法不合致決定を下したが、これについては特に改正の時期を制限しないとした。

以上の憲法裁判所の決定に対するマスコミ各紙の反応は、どのようなものだっただろうか。選挙権を税や兵役の見返りではないとする憲法裁判所の判断に対する疑問の声も一部に見られたものの、時代の変化を反映した決定として総じて肯定的であり、中には「国民的・国家的

な力の伸びを反映したもの」と評価する社説もあつた。^(注10)

Ⅲ 国会での審議

この2007年の憲法裁判所決定を受け、同年の第17代国会政治関係法特別委員会において在外国民への選挙権付与に関する規定の新設を含めた公職選挙法改正について議論された。

しかし、この段階では、海外での選挙手続きについては慎重に議論すべきとの意見が大勢であり、海外での不正選挙運動に対する処罰強化の可否、海外の立法例に照らして投票権に海外在住期間による差を設けるべきかどうかといった論点について意見が錯綜し、与野党の合意には至らなかった。^(注11) 在外韓国人のうち本国の政治に関心を持つ者は保守的傾向が強いとされ、保守派の与党ハンナラ党は参政権認定範囲の拡大を求め、革新派の野党民主党は可能な限り狭める主張をしてきたという経緯もあつた。

その後、2回の国政選挙(2007年12月の第17代大統領選挙及び2008年4月の第18代国会議員総選挙)を経て、2008年5月に第18代国会が開始した後も、「2008年12月末まで」という憲法裁判所の提示した期限を間近にしながら進展は見られなかった。

そして改正期限が過ぎた2009年1月8日、ようやく与野党はこの問題について話し合う委員会として、新たに国会政治改革特別委員会の設置に合意し、議論を開始した。

設置5日後の1月13日から始まった同委員会では、複数の議員が提出した法案や、選挙管理委員会から出された2008年10月15日付の改正意見、^(注12) 外交通商部から出された意見等をもとに、^(注13) 多くの事項について議論された。

例えば、選挙権を認める者の範囲(短期的な海外滞在者のみか、長期にわたり海外に滞在している永住者にも認めるのか等)、投票を認める選挙の種類(国会議員のうち、日本の小選

挙区にあたる地域区(注14)の選挙については認めるのか、それとも比例区のみか)、郵便投票やインターネット投票等の投票方法は導入するのか、直接投票であればどこに投票所を設置するか、実際の選挙事務は誰がどのように担当するのか、国外で選挙不正事件が起きた際にはどのように対処するのか、選挙の公示や公報はどのように行うのか、選挙管理委員会をどのように設けるのか等、様々な論点が出された。

特に、在日韓国人等の外国の永住者にまで選挙権を認めるべきかどうかについては、議論の中で何度か疑問の声が上がった。イギリスでは出国から15年未満の者、カナダでは出国から5年未満で帰国・再居住する意志のある者のみを有権者とするなど、在外選挙制度が既に導入されている国では、有権者に制限を設けている例がある。(注15)政治改革特別委員会では、憲法裁判所の決定の経緯や、最近ドイツで出国から25年未満というこれまでの制限が廃止された立法例があることなどから、最終的には海外居住年数の長さや永住権・市民権の有無等による選挙権の制限は設けないことになった。

また与野党は、選挙の種類について、駐在員、留学生等、住民登録がされている一時的な海外滞在者については、憲法裁判所の決定とは関係なくすべての選挙について認めることに合意した。これは、これらの短期滞在者の選挙についてはこれまで技術的な問題から海外での選挙が行われてこなかっただけで、一種の不在者投票に該当すると判断したからである。

ただし、在日韓国人を含む永住者については、地域区国会議員選挙を除く国政選挙に限定するという結論に至った。

また、外国に永住権を有するもののうち、韓国に長期在留する「国内居所申告者」については、地方選挙での選挙権についても認められることになった。地方選挙の被選挙権についても一定の制限の下に認められ、選挙日現在継続し

て60日以上その管轄地域に住む25歳以上の者であれば立候補することが可能である。国内居所申告とは、「在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律」(以下「在外同胞法」という。)に定める制度で、例えば在日韓国人等の外国での永住権を有する在外韓国人のうち事業や学業のために韓国に長期滞在する者等が申請できるものである。この制度による申告を行うと、事業等に必要な各種の証明が取得しやすくなったり、韓国国内で生活する上で利便性が高まる。法務部によると、2008年現在、国内居所申告済みの在外韓国人は6万4250名である。(注17)

郵便投票については、他国で既に例があることから導入に賛成する主張があり、また公館を投票所として使用することによる混乱を懸念する外交通商部が導入を強く求めていた。しかし、不正な代理投票のリスクが高いとする意見、投票する者が送料を負担しなければならないため投票率が低下するなどの意見から、導入が見送られた。

政治改革特別委員会委員長が代案として作成し、政治改革特別委員会での議決を経た公職選挙法改正案は、すべての法案について法律用語等のチェックを行う機能をもつ国会法制司法委員会(注18)に回付された。ここでは、政治改革特別委員会が作成した改正法案に、憲法裁判所が改善を求めていた洋上投票制度が新設されなかった点が大きな議論になった。

与野党議員からは、日本の洋上投票で使用されている「シールドファックス」を導入すべきとする意見や、韓国はIT技術が発達しているのだから日本の制度を導入するよりインターネット投票にすべきと主張する意見等が出された。しかし最終的には、遠海かつ船上という隔離された状況において、特定候補への投票の強制などの不正を防ぐのは難しいという点から、導入が見送られた。この洋上投票制度の導入については、今後の検討課題として次期の政治改革特

別委員会で議論することが決定している。

IV. 改正法の概要

改正された公職選挙法に、第14章の2として「在外選挙に関する特例」が新設された。その他、選挙人の定義に「在外選挙人名簿に掲載されている者」を含め(第3条)、地方自治体議会議員及び地方自治体の長の選挙権(第15条)及び被選挙権(第16条)について「国内居所申告人名簿」に掲載されている者を含める等の改正もなされている。以下では、新設された在外選挙制度を定める条項について解説する。

(在外投票の管理体制)

中央選挙管理委員会は、大統領選挙及び国会議員選挙(欠員による補充選挙は除く)を実施する際には、選挙の期日の180日前から30日後まで、海外の各公館に「在外選挙管理委員会」を置く。

この委員会の委員は、選挙権を有する者で特定政党の党員ではない者から中央選挙管理委員会が指名する者(2名以内)と、政党が推薦する者(各1名)、公館の長又は公館員(1名)とする。同委員会の委員長及び副委員長は、公館関係者以外の者から互選する。この在外選挙管理委員会は、投票所の場所や運営期間等の決定及び公告、投票管理、選挙不正防止等の業務を担う。

一方、公館長は「在外投票管理官」となる。投票管理官は、選挙人登録等の受付や投票所の設備等の、在外投票に関する事務を総括・管理する。

(選挙人の種類及び対象となる選挙)

海外に居住している韓国国籍の者のうち、選挙人(選挙権のある者)の種類と、対象となる選挙については、以下の3通りある。

(1)留学、駐在などで海外に在住している者

韓国国内で住民登録はしているものの、選挙

期間中に一時的に海外に在住している者は、基本的に国内の不在者と同様に扱われる「国外不在者」となる。

国外不在者が投票できる選挙は、大統領選挙及び任期満了に伴う国会議員総選挙(地域区及び比例代表の両方)である。

これらの者は、選挙日の150日前から60日前までに公館に直接出向き、住民登録先の地方自治体に対し、旅券のコピー等を添えて「国外不在者申告」を行う。

(2)外国に永住権を有する在外国民

在日韓国人の大部分を含む、外国での永住権を有する者は、「在外選挙人」となる。在外選挙人が投票できる選挙は、大統領選挙及び任期満了に伴う国会議員総選挙(比例代表のみ、地域区は除く)である。

これらの者は、選挙日の150日前から60日前までに、公館に直接出向き、旅券のコピー及び査証、永住権証明書若しくは長期滞在証のコピー又は外国人登録簿謄本のうちどれか一つを持参し、中央選挙管理委員会に対し「在外選挙人登録」の申込みをする。

(3)在外国民のうち、国内居所申告者

前述したように、外国に永住権を有する在外国民であっても、事業等の理由により継続的に韓国国内に居住する者は、在外同胞法に規定される「国内居所申告」を行うことで、大統領選挙、国会議員選挙のみならず、地方選挙での投票も可能となり、地方選挙での被選挙権も付与される。また、韓国国内で選挙日を迎える場合は一般の選挙権者と同様に投票をすることができ、選挙日に韓国国内に滞在していない場合には、(1)と同様に不在者として申告し、海外で投票することも可能である。

(名簿の作成と送付)

在外投票管理官によって受け付けられた申込みは、「国外不在者申告」については「公館不在者申告人名簿」を、「在外選挙人登録」については「在外選挙人登録申請者名簿」を各々作成する。公館不在者申告人名簿は、作成後、区、市又は郡別に分類する。

これらの名簿は、登録申請書と共に外交通商部長官を経由して中央選挙管理委員会に送付される。中央選挙管理委員会は、公館不在者申告人名簿を受領後、当該区、市又は郡に送付する。公館不在者申告人名簿の送付を受けた各区、市又は郡の長は、選挙の49日前から40日前までの10日間で「国外不在者申告人名簿」を調製する。

また、在外選挙人登録申請者名簿の送付を受けた中央選挙管理委員会は、選挙の49日前から40日前までの10日間で、「在外選挙人名簿」を調製する。

これらの名簿は、作成期間満了日の翌日から5日間、定められた場所で公開する。在外選挙人名簿は、自らの情報に限りインターネットによる閲覧が可能である。

選挙権者は、名簿の閲覧期間中に間違いを見つけた時は、異議及び不服申請を提起することができる。

なお上記の申込、名簿作成等の手続きは、大統領の欠位による選挙又は再選挙の場合には大幅に短縮され、名簿閲覧や異議申請等も認めないと定めている。

これらの選挙人名簿は、選挙の30日前に確定し、該当選挙に限って効力を有する。名簿の確定後、各区、市又は郡の長及び中央選挙管理委員会は、ただちに名簿の写しを管轄区、市又は郡選挙管理委員会に送付する。在外選挙人については、名簿の写しを韓国国内での最終住所地又は最終住所がない場合は「家族関係の登録等に関する法律」による登録基準地(以前の戸籍に該当する。)に送付する。

(選挙運動の方法に関する特例)

在外選挙権者を対象とする選挙運動は、インターネットによるものと衛星放送施設を利用した放送広告・演説等に限られる。在外選挙権者が居住する国では、在日本大韓民国民団などの団体の選挙関与行為は禁止されている。

中央選挙管理委員会が作成する政党・候補者情報資料は、公館掲示板での掲示、各関係省庁のウェブサイトでの掲示等によってのみ提供する。在外選挙権者を対象とする選挙運動のために国外で支出した費用は、選挙費用とはみなされ^(注19)ない。

(在外投票所の設置運営等)

在外選挙管理委員会は、選挙日20日前までに公館又はその他の施設を利用した在外投票所の所在地、投票期間等についてウェブサイト上で公告する。投票所は、選挙日の14日前から9日前までの間の6日以内の期間、公館又はその他の施設に設置され、午前10時から午後5時まで開場する。

(投票)

市、郡又は区の長は、選挙日25日前までに、名簿に掲載されている選挙人に投票用紙と投票用封筒を発送する。選挙人は、上記の投票期間内に投票所で投票用紙等と身分証明書(旅券)を提示して本人確認を受ける。投票用紙に記入(予め記入したものは無効)し、投票用封筒に入れて封緘し、立会人の前で投票箱に入れる。立会人の選出方法についても詳細に規定されている。

投票が締め切られたのち、立会人の監視のもとで、在外投票所の責任委員は投票者数を計算し、投票用紙の入った投票用封筒を包装し封印して、在外投票管理官に引き渡す。在外投票管理官は、在外投票期間満了日の翌日までに外交部を通じて中央選挙管理委員会に引き渡す。

受け取った中央選挙管理委員会は、各市・郡・区別に分けて、書留で送付する。

各区、市又は郡選挙管理委員会は、受け取った投票用封筒を予め準備した在外投票箱に入れる。各選挙管理委員会は、在外投票箱を韓国国内の選挙日の午後6時以降に開票所に移して開票する。

(国外選挙犯に対する公訴時効)

通常、韓国国内での公職選挙法違反については選挙日後6か月で時効が成立するが、国外で犯した選挙法違反の罪の公訴時効は、該当選挙日後5年と規定している。

選挙管理委員会の意見では3年としていたが、不正を防止するという意味合いから審議において5年に延長された。

V 国内外の反応

今回の改正は、韓国国内のみならず在日、在米韓国人社会にも大きな波紋を広げた。選挙権の付与により、これまで選挙権が認められていなかった在日韓国人の間では、「ようやく成人になった気分」との歓迎の声もある一方、地域や政治思想による対立の激しい韓国の政治文化が在米韓国人社会にまで広がるのではないかと懸念する声もある。また、「郵便投票」について規定されておらず、選挙人登録と投票時の2回にわたって公館に赴く必要があることから、実際にはそれほど多くの投票は見込めないのではないかと^(注20)の指摘もある。

改正法施行後の2009年5月、地域区国会議員選挙への参加を海外永住者に認めていない改正公職選挙法は憲法に違背するとして、在外国民らは、再び憲法裁判所に憲法訴願審判を請求した。

同日、在外同胞財団の主催で開催された「世界韓人会長大会」には各党の議員らが参加し、ハンナラ党パク・ジュンソン議員は「海外地域

区」の新設を含む改正案を準備中であると述べ、野党民主党の議員や自由先進党の議員も地域区選挙への参加を認める点について好意的な意見を述べた^(注21)という。

改正公職選挙法を適用した在外選挙は、2012年4月に行われる予定の第19代国会議員(任期:2012～2016年)総選挙から実施される見込みであるが、場合によっては、それ以前にさらなる改正がなされる可能性もある。

注

*インターネット情報はすべて2009年7月5日現在のものである。

*法案審査報告書、会議録等については、すべて韓国国会事務処「立法統合知識管理システム」<<http://likms.assembly.go.kr/>>によった。

(1) 韓国におけるインターネット選挙運動については、白井京「韓国の公職選挙法におけるインターネット関連規定」『外国の立法』No.227, 2006.2, pp.114-121を参照。

(2) 韓国では、1966年12月に改正された大統領選挙法等により、在外国民に不在者投票が実施されていた時期もあった。1967年の第6代大統領選挙及び第7代国会議員総選挙、1971年の第7代大統領選挙及び第8代国会議員総選挙の合計4回について在外国民投票が行われている。当時の制度は、朴正熙政権の支持層であるベトナム派兵軍人を積極的に選挙に取り込むために設けられたものであった。その後、在外韓国人の間に反政権・民主化運動の機運が高まったことから、1972年に維新体制が成立した際に廃止された。なお、日本の公職選挙法において、海外に在住する者の投票権行使が認められたのは1998年からである。当初は比例代表による国会議員選挙においてのみ投票が可能であったが、2006年の公職選挙法改正により、衆議院小選挙区及び参議院選挙区の選挙とこれらの補欠選挙等での投票も可能となっている。

(3) 国会政治改革特別委員会「公職選挙法一部改正法

律案審査報告書」2009, p.9.による2007年9月末基準の数値。以下の数値もすべてこの資料による。日本の人口は1億2760万人と韓国のほぼ2.6倍であるが、海外在留邦人は約109万人である(外務省「海外在留邦人数調査統計(平成20年速報版)」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/08/pdfs/1.pdf>>)。日本における「海外在留邦人」は人口の0.8%であるが、韓国の「在外国民」は人口の5.8%を占める。すなわち、「韓国人」が17人いればそのうち1名は外国に住んでいる「在外国民」ということになる。日本と比べて、「在外国民」が量的に大きな存在であることがわかる。

- (4) 中央選挙管理委員会ウェブサイト「歴代選挙情報システム」<<http://www.nec.go.kr/sinfo/index.html>>によれば、盧武鉉前大統領を選出した2002年の第16代大統領選挙時には570,980票、金大中元大統領を選出した1997年の第15代大統領選挙時には390,557票の僅差であった。
- (5) 在外国民の被選挙権については、国会議員の被選挙権については「25歳以上の国民」とだけ規定されており、以前から在外国民が国会議員選挙に立候補することは認められていた。なお、大統領の被選挙権を有するのは選挙日現在5年以上国内に居住している40歳以上の国民、地方議会議員及び地方自治体の首長の被選挙権を有するのは選挙日現在、継続して60日以上当該地方自治体の管轄区域内に住民登録されている25歳以上の国民と規定されている。
- (6) 韓国憲法裁判所ウェブサイト<<http://www.ccourt.go.kr/>>における「97헌마253・270(병합)」の判例情報を参照。
- (7) 韓国憲法裁判所ウェブサイト<<http://www.ccourt.go.kr/>>における「2004헌마644・2005헌마360(병합)」の判例情報を参照。
- (8) 韓国では、外国の永住権を有する国民が兵役を履行することを可能としている。
- (9) 「사실 : 재외국민의 참정권 인정 한 헌재」(社説 : 在外国民の参政権を認めた憲法裁判所)『국민일보』(国民日報) 2007.6.29. では、「判例変更理由のうち、納税・国防の義務と関連して一部理解できない側面もあるのは否定できないが、まずは憲法精神に忠実であった点は肯定的に評価する」としている。
- (10) 「사실 : 유권자 범위 넓힌 헌재의 판례 변경」(社説 : 有権者の範囲を広げる憲法裁判所の判例変更)『문화일보』(文化日報) 2007.6.29.
- (11) 国会政治改革委員会 前掲注(3), p.10.
- (12) 韓国の中央選挙管理委員会は、国会に対し改正意見を提出することが認められており、在外国民の参政権についてはこれ以前にも3回(2003年8月27日、2005年3月20日、2006年12月12日)にわたり国会に意見を提出している。2008年10月の改正意見については以下を参照。이종우(イ・ジョンウ)「국민의 참정권과 재외선거 도입 고찰」(国民の参政権と在外選挙導入についての考察)『國會報』No.504, 2008.11, pp.122-125.
- (13) 以下の議論については、第280回国会政治改革特別委員会会議録第2号<http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/280/pdf/280el0002b.PDF#page=1>; 第280回国会政治改革特別委員会法案審査小委員会会議録第1号<http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/280/pdf/280elb001b.PDF#page=1>; 同2号<http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/280/pdf/280elb002b.PDF#page=1>等を参照した。
- (14) 韓国の国会議員選挙は、日本と同様「小選挙区比例代表並立制」である。小選挙区は、「地域区」と称される。
- (15) 佐藤令「在外選挙制度」『ISSUE BRIEF』No.514, 2006.3.1.<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0514.pdf>>
- (16) 山口和人「ドイツの連邦選挙法」『外国の立法』No.237, 2008.9, p.38. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/237/023703.pdf>>
- (17) 第280回政治改革特別委員会会議録第2号, p.21.
- (18) 韓国国会法第86条第1項の規定により、国会の常任委員会である法制司法委員会は、他の各委員会で審査を終えた(又は委員会から提案された)法律案

について、内容に違憲性がないか、関連法律との抵触はないか、条項間に矛盾はないか等の審査を行い、形式を整える役割をもっている。

(19) 公職選挙法第122条の2では、一定の条件付きで選挙費用を国又は地方自治体が負担するよう定めているが、ここでの規定により海外での選挙運動については公的な補助を行わないことになる。

(20) 「在外国民本国選挙実現に歓迎と危惧—『本当の国民になれた』『政治的対立持ち込む』『永住者への付与は疑問』」『統一日報』2009.2.11.

<<http://news.onekoreanews.net/detail.php?number=46724&thread=01r04>> ; 「“국민대접 기쁘지만 동포사회 분열 걱정” (“国民扱いがうれしいが選挙の形勢による同胞社会分裂が心配”)『東亜日報』2009.2.6.等。

(21) 「재외국민 참정권 회복 이후 쟁점」(在外国民参政権、回復以後の争点)『연합뉴스』(連合ニュース) 2009.6.24.

参考文献

- ・申鉉旻「在外国民選挙権制限の違憲可否に関する韓国憲法裁判所決定の意義と分析—公職選挙及び選挙不正防止法第15条第2項等違憲確認(2007年)を中心に」『立命館国際関係論集』No.8, 2008.10, pp.73-99.
- ・国会政治関係法特別委員会『国会政治関係法特別委員会活動経過報告書』2008.

(しらいきょう・海外立法情報課)

公職選挙法（抄）

공직선거법

(2009年2月12日一部改正 法律第9466号)

白井 京訳

第14章の2 在外選挙に関する特例

〈新設 2009.2.12〉

第218条（在外選挙管理委員会の設置及び運営）

- ①中央選挙管理委員会は、大統領選挙及び任期満了に伴う国会議員選挙を実施する際には、選挙日の180日前から選挙日の30日後まで「大韓民国在外公館設置法」第2条の規定による公館（同法第3条による分館又は出張所を含む。以下この章において「公館」という。）ごとに、在外選挙の公正な管理のため、在外選挙管理委員会を設置し、運営しなければならない。ただし、大統領の欠位による選挙又は再選挙を実施する際には、その選挙の実施事由が確定した日から10日以内に、在外選挙管理委員会を設置しなければならない。
- ②在外選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会が指名する2名以内の委員並びに国会で交渉団体を構成する政党が推薦する各1名及び公館の長又は公館の長が公館員の中から推薦する1名の中央選挙管理委員会が委嘱した委員をもって構成し、委員の定数は奇数とする。
- ③国会議員の選挙権を有しないか、又は政党の党员である者は、在外選挙管理委員会の委員になることができない。
- ④在外選挙管理委員会には、委員の中から互選した委員長及び副委員長各1名を置く。ただし、公館の長及び公館の長が推薦した公館員は、委員長になることができない。
- ⑤在外選挙管理委員会は、在外選挙の管理のために必要なときは、該当公館の長に協力を求めることができ、協力を求められた公館の長は、優先的にこれに従わなければならない。

- ⑥在外選挙管理委員会委員長は、当該公館の長と協議して、当該公館の所属職員の中から幹事、書記及び選挙事務従事員を委嘱することができる。
- ⑦新たに構成された在外選挙管理委員会の最初の会議招集に関しては、公館の長が当該在外選挙管理委員会委員長の職務を代行する。
- ⑧在外選挙管理委員会の管轄区域は当該公館の管轄区域とし、名称は当該公館名を付して表示する。
- ⑨「選挙管理委員会法」第4条第3項但書、第4条第7項から第11項まで、第4条第12項本文、第5条第3項及び第5項、第7条、第9条第1号から第4号まで、第10条、第11条第1項及び第3項、第12条第1項及び第3項、第13条並びに第14条の2の規定は、在外選挙管理委員会の設置及び運営について準用する。^(注1)この場合、「関係選挙管理委員会」「下級選挙管理委員会」「各級選挙管理委員会」及び「区、市又は郡選挙管理委員会」とあるのは「在外選挙管理委員会」と、「選挙期間開始日（委託選挙は除く。以下同じ。）又は国民投票案公告日」、「選挙期間開始日又は国民投票案公告日」及び「選挙人名簿作成基準日又は国民投票案公告日」とあるのは「在外投票所設置日」と、「当該又は邑・面・洞選挙管理委員会」とあるのは「当該在外選挙管理委員会」と、「区、市又は郡選挙管理委員会委員長」とあるのは「在外選挙管理委員会委員長」と、「各上級選挙管理委員会」とあるのは「中央選挙管理委員会」と、「常任委員又は副委員長」とあるのは「副委員長」と、「委員長、常任委員及び副委員長」とあるのは「委員長及び副委員長」と、

「開票終了時」とあるのは「在外投票締切日」と読み替えるものとする。

第218条の2(在外投票管理官の任命)

在外選挙に関する事務を処理するため公館ごとに在外投票管理官を置き、当該公館の長をもってこれに充てる。

第218条の3(在外選挙管理委員会及び在外投票管理官の職務)

①在外選挙管理委員会は、在外選挙に関する次の各号の事務を処理する。

- 1 在外投票所設置場所及び運営機関等の決定及び公告
- 2 在外投票所の投票管理
- 3 在外投票所投票事務員の委嘱及び投票参観^(注2)人の選定
- 4 在外投票管理官が行う選挙管理事務の監督
- 5 選挙犯罪予防及び取締りに関する事務
- 6 その他に在外投票管理官が必要と認めて在外選挙管理委員会に付議する事項

②在外投票管理官は、次の各号の事務を処理する。

- 1 在外選挙人の登録申請及び国外不在者申告の受付及び処理
- 2 在外国民の選挙権行使に必要な事項の広報及び支援
- 3 在外投票所の設備
- 4 在外投票の国内送付等の在外選挙事務(国外不在者投票事務を含む。以下同じ。)総括管理
- 5 在外選挙管理委員会運営の支援

第218条の4(国外不在者申告)

①住民登録をし、又は国内居所申告^(注3)を行った者で、次の各号のいずれかに該当し、外国で投票しようとする選挙権者は、大統領選挙及び任期満了に伴う国会議員選挙が実施されるご

とに、選挙日の150日前から選挙日の60日前までの期間(以下、この章で「国外不在者申告期間」という。)に、書面で管轄区、市又は郡の長に、国外不在者申告をしなければならない。この場合、外国に滞在し、又は居住する者は、公館を経由して申告しなければならない。

- 1 不在者投票期間の開始日前に出国し、選挙日後に帰国を予定する者
- 2 外国に滞在し、又は居住し、選挙日まで帰国しない者

②第1項により国外不在者申告を希望する者は、申告書に次の各号の事項を記入し旅券の写しを付さなければならない。ただし、外国に派兵され、又は不在者投票期間開始日前に派兵される軍人(軍務員を含む。以下この章で「派兵軍人」という。)は、国防部長官又は所属部隊長の確認書をもって旅券の写しに代えることができる。

- 1 氏名
- 2 住民登録番号(住民登録されていない者は、国内居所申告番号)
- 3 住所
- 4 居所(ローマ字大文字で記入するが、具体的な方法は、中央選挙管理委員会規則に定める。以下、第218条の5第2項第4号で同じ。)

第218条の5(在外選挙人登録申請)

①住民登録をしておらず、国内居所申告も行っていない者で、外国において投票を行う選挙権者は、大統領選挙及び任期満了による比例代表国会議員選挙が実施されるごとに、選挙日の150日前から選挙日の60日前まで(以下、この章において「在外選挙人登録申請期間」という。)の間に公館を直接訪問し、中央選挙管理委員会に在外選挙人登録申請をしなければならない。

②第1項により在外選挙人登録申請をしようとする者は、その申請書に次の各号の事項を記入し旅券の写し及び査証、永住権証明書、長期滞在証の写し又は居留国の外国人登録簿謄本のうちいずれかに該当する書類を付さなければならない。

- 1 氏名
- 2 旅券番号、生年月日及び性別
- 3 国内の最終住所地(国内の最終住所地がない者は、「家族関係の登録等に関する法律」による登録基準地)
- 4 居所

第218条の6(公館不在者申告人名簿等の作成)

- ①在外投票管理官は、国外不在者申告書又は在外選挙人登録申請書を受け付ける際に、記載事項の適正性、必要な添付書類、申告若しくは申請の妥当性を確認した後、第218条の4第1項各号のいずれかに該当する者を対象とする公館不在者申告人名簿及び第218条の5第1項に該当する者を対象に在外選挙人登録申請者名簿を、各々作成(電算情報資料を含む。以下この章で同じ。)しなければならない。
- ②在外投票管理官は、第1項による確認のために必要な場合は、「住民登録法」第30条による住民登録電算情報資料又は「家族関係の登録等に関する法律」第11条による登録電算情報資料、その他、国が管理する電算情報資料を利用することができる。
- ③在外投票管理官が公館不在者申告人名簿と在外選挙人登録申請者名簿を作成するときは、申告書又は申請書の内容に基づき正確に作成しなければならない。

第218条の7(公館不在者申告人名簿等の送付)

- ①在外投票管理官は、公館不在者申告人名簿及び在外選挙人登録申請者名簿の作成後、これを区、市又は郡別に分類し、国外不在者申告

書及び在外選挙人登録申請書とともに、外交通商部長官を経由して中央選挙管理委員会に送付する。

- ②中央選挙管理委員会は、第1項の規定により公館不在者申告人名簿及び国外不在者申告書を受け付けた後、これを当該区、市又は郡の長に送付する。

第218条の8(在外選挙人名簿の作成)

- ①中央選挙管理委員会は、選挙の期日前49日から選挙の期日前40日までの10日間で、在外投票管理官が送付した在外選挙人登録申請書に基づき在外選挙人名簿を作成する。
- ②虚偽の在外選挙人登録を申請した者又は自身の意思により申請したものと認められない者は、在外選挙人名簿に掲載することができない。
- ③次の各号のいずれかに該当する情報を管理する機関の長は、中央選挙管理委員会が在外選挙人名簿を作成するために必要な範囲で、該当情報について電算組織に照会することができるよう必要な措置をとらなければならない。
 - 1 「住民登録法」第30条による住民登録に関する情報
 - 2 「家族関係の登録等に関する法律」第11条による家族関係登録に関する情報
 - 3 第18条第1項第1号に該当する禁治産者に関する情報。この場合において、行政安全部長官は、該当情報を管理する区、市、邑又は面の長から通知された資料をデータベースに構築し、容易に活用できるようにしなければならない。
 - 4 第18条第1項第2号から第4号までの規定に該当する者^(注4)に関する情報
- ④中央選挙管理委員会は、在外選挙人登録を申請した者が、正当な申請者かどうか確認するため、関係行政機関に必要な指示をすること

ができる。

第218条の9(国外不在者申告人名簿の作成)

- ①区、市又は郡の長は、選挙の期日前49日から選挙の期日前40日までの10日間(以下この章において「国外不在者申告人名簿作成期間」という。)で、中央選挙管理委員会が送付した国外不在者申告書と該当の区、市又は郡の職員が直接受け付けた国外不在者申告書に基づき国外不在者申告人名簿を作成する。
- ②虚偽の国外不在者申告をした者又は自身の意思により申告したと認められない者は、国外不在者申告人名簿に掲載することができない。
- ③国外不在者申告人名簿作成の監督等^(注5)については、第39条^(注5)を準用する。この場合において、「選挙人名簿」とあるのは「国外不在者申告人名簿」と、「選挙人名簿作成期間」とあるのは「国外不在者申告人名簿作成期間」と読み替えるものとする。

第218条の10(在外選挙人名簿等の閲覧)

- ①中央選挙管理委員会及び区、市又は郡の長(以下この章において「名簿作成権者」という。)は、在外選挙人名簿及び国外不在者申告人名簿(以下「在外選挙人名簿等」という。)の作成期間満了日の翌日から5日間(以下、この章において「在外選挙人名簿等の閲覧期間」という。)、場所を定めて在外選挙人名簿等を閲覧できるようにしなければならない。ただし、在外選挙人名簿は、インターネットホームページでの閲覧に限る。
- ②選挙権者は、何人も、在外選挙人名簿等の閲覧期間中、自由に在外選挙人名簿等を閲覧することができる。
- ③名簿作成権者は、在外選挙人名簿等の閲覧期間中、自分が開設し運営するインターネットホームページにおいて、国外不在者申告をし

た者又は在外選挙人登録を申請した者が、自身の情報に限り在外選挙人名簿等を閲覧することができるようにする技術的措置をとらなければならない。

第218条の11(在外選挙人名簿等に対する異議及び不服申出等)

- ①選挙権者は、在外選挙人名簿等の閲覧期間中、在外選挙人名簿等に正当な選挙権者が抜けている場合、誤記がある場合、又は資格のない者が掲載されている場合は、口頭又は書面により名簿作成権者に異議を申し立てることができる。当該名簿作成権者は、申立てのあった日の翌日までに審査し、決定しなければならない。
- ②第1項の異議申立てによる区、市又は郡の長の決定に対して不服がある異議申立人又は関係人は、その通知を受けた日の翌日までに管轄区、市又は郡選挙管理委員会に、書面で不服を申し立てることができる。
- ③第1項による異議申立て期間満了日の翌日から在外選挙人名簿等の確定日前日までに、名簿作成権者の錯誤又はその他の事由により在外選挙人登録申請又は国外不在者申告をした者のうち、正当な選挙権者が在外選挙人名簿等から抜けていることが判明した場合、当該選挙権者は、名簿作成権者に疎明資料を付して書面により掲載を申し立てることができる。
- ④異議申立て、不服申立て又は在外選挙人名簿掲載申立てに対する決定内容の通知は、名簿作成権者が開設し運営するインターネットホームページに掲示し、又は電子メールを送信する方法に代えることができる。

第218条の12(大統領の欠位選挙及び再選挙における期間等の短縮)

第218条の4から第218条の11までの規定にかかわらず、大統領の欠位による選挙又は再選

挙を実施する場合、在外選挙人登録申請期間及び国外不在者申告期間等は、次の各号による。この場合、在外選挙人名簿等についての閲覧及び異議申立てのための期間は、特に規定しない。

1 在外選挙人登録申請期間及び国外不在者申告期間

選挙の実施事由が確定した時から選挙の期日前40日まで

2 在外選挙人名簿等の作成期間

選挙日の期日前34日に当たる日から選挙の期日前30日まで

第218条の13(在外選挙人名簿等の確定及び送付)

①在外選挙人名簿等は、選挙の期日前30日に当たる日に確定し、当該選挙に限って効力を有する。

②名簿作成権者は、在外選挙人名簿等の確定後、直ちにその名簿の写し1部(電算資料の写しを含む。)を管轄区、市又は郡選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合、区、市又は郡の長は、国外不在者申告書も併せて送付しなければならない。

第218条の14(国外選挙運動方法に関する特例)

①在外選挙権者(在外選挙人名簿等に掲載されている者又は掲載される資格を有する者をいう。以下同じ。)を対象とする選挙運動は、次の各号に定めた方法でのみ可能である。この場合において、第87条第1項^(注6)の規定にかかわらず、団体は、その名義又はその代表の名義で、在外選挙権者を対象に選挙運動を行うことはできない。

1 第59条第3号^(注7)の規定によるインターネットホームページを利用した選挙運動

2 衛星放送施設(「放送法」による衛星放送事業者が管理・運営する無線局で国内にある施設をいう。以下この章で同じ。)を利用した第70条^(注8)の規定による放送広告

3 衛星放送施設を利用した第71条^(注9)の規定による放送演説

4 第82条の4の規定による情報通信網を利用した選挙運動^(注10)

5 第82条の7^(注11)の規定によるインターネット広告

6 電話利用又は口頭による選挙運動

②第1項第2号の規定による放送広告の回数は次の各号の規定するところによる。

1 大統領選挙

テレビ及びラジオの放送施設毎に各10回以内

2 比例代表国会議員選挙

テレビ及びラジオの放送施設毎に各5回以内

③第1項第3号の規定による放送演説の回数は、次の各号の規定するところによる。

1 大統領選挙

候補者及びその者が指名した演説員が、各々テレビ及びラジオ放送施設毎に各5回以内

2 比例代表国会議員選挙

政党別で、政党の代表者が選任した2名が、各々テレビ及びラジオ放送施設別で各1回

④中央選挙管理委員会は、大統領選挙及び任期満了による比例代表国会議員選挙において、政党及び候補者に対する情報を在外選挙人及び国外不在者申告人(以下「在外選挙人等」という。)に知らせるために、中央選挙管理委員会規則に定めるところにより、政党及び候補者の情報資料を作成し、次の各号による方法で在外選挙人等に提供しなければならない。

1 公館掲示板での掲示

2 中央選挙管理委員会、外交通商部及び公館のインターネットホームページでの掲示

3 電子メール送信(受信を望む在外選挙人等に限る。)

⑤放送施設を管理又は運営する者は、自己の負担により第82条の2第1項^(注12)の規定による対談及び討論会並びに第82条の3^(注13)の規定による政

策討論会を中継放送することができる。

第218条の15(選挙費用についての特例)

第119条第1項^(注14)にかかわらず、在外選挙権者を対象とする選挙運動のために国外で支出した費用は、選挙費用とみなさない。

第218条の16(在外選挙の投票方法)

- ①在外選挙の投票は、大統領選挙及び選挙区国会議員選挙では候補者の氏名、記号又は所属政党の名称を、比例代表国会議員選挙では政党の名称又はその記号を、在外投票所において投票用紙に直接記載する方法とする。
- ②在外投票は、選挙日の午後6時まで管轄区、市又は郡選挙管理委員会に到着するようになければならない。
- ③在外選挙人等が投票用紙を持って帰国した場合には、第148条又は第149条^(注15)の規定による不在者投票所において投票することができる。

第218条の17(在外投票所の設置・運営)

- ①在外選挙管理委員会は、選挙の期日前14日に当たる日から選挙の期日前9日までの期間の中で6日以内の期間(以下、この章において「在外投票期間」という。)を定めて公館に在外投票所を設置し、運営しなければならない。
- ②在外選挙管理委員会は、第1項の規定にかかわらず、公館の狭小等の事由によりやむを得ず公館に在外投票所を設置することができない場合は、公館の代替施設に在外投票所を設置することができる。
- ③在外選挙管理委員会は、選挙の期日前20日に当たる日までに、第1項の規定による在外投票所の名称、所在地及び運営期間等をインターネットホームページ等において公告しなければならない。
- ④在外選挙管理委員会は、公正かつ中立的な者の中から在外投票所に投票事務員を置き、在

外投票所の名称等を公告する際に、その氏名を併せて公告しなければならない。

- ⑤在外選挙管理委員会が在外投票を管理する際には、委員のうち3名以上の者を指定して管理させることができる。この場合、在外選挙管理委員会は、政党推薦委員ではない委員の中から責任委員1名を指名しなければならない。
- ⑥在外投票所は、在外投票期間中、公休日にかかわらず毎日午前10時に開き、午後5時に閉じる。
- ⑦第163条、第166条及び第167条^(注16)は、在外投票所に準用する。この場合において、「邑、面及び洞選挙管理委員会及びその上級選挙管理委員会」とあるのは「中央選挙管理委員会及び在外選挙管理委員会」と、「投票所」とあるのは「在外投票所」と、「選挙の期日に」とあるのは「在外投票期間に、又は在外投票所内で」と読み替えるものとする。

第218条の18(投票用紙の作成及び送付)

- ①区、市又は郡選挙管理委員会は、投票用紙を作成し、選挙の期日前25日に当たる日までに在外選挙人名簿等に掲載されている在外選挙人等に該当の投票用紙、在外選挙案内文及び投票用封筒を、配達確認が可能な国際特急郵便で発送しなければならない。この場合、郵便料金は国が負担する。
- ②任期満了による国会議員選挙を実施する場合は、区、市又は郡選挙管理委員会が第1項の規定により在外選挙人名簿に掲載されている在外選挙人に投票用紙を発送する際には、地域区国会議員選挙の投票用紙は送付しない。

第218条の19(在外選挙の投票手続き)

- ①在外選挙人等は、在外投票所に赴き、在外選挙管理委員会委員及び投票参観人の前で区、市又は郡選挙管理委員会から送付された投票用紙、発送用封筒、投票用封筒及び身分証明

書(旅券に限る。ただし、派兵軍人の場合は写真が貼付された身分証明書を含む。)を提示して本人確認を受けた後、記票所に入り、候補者の氏名(大統領選挙及び地域区国会議員選挙に限る。)又は政党の名称若しくは記号を記入した後、これを投票用封筒に入れて封緘し、投票参観人の前で投票箱に入れなければならない。

- ②在外投票所において投票する前に候補者の氏名又は政党の名称若しくは記号が予め記載された投票用紙は、無効とする。

第218条の20(在外投票所の投票参観)

- ①在外投票所の責任委員は、投票参観人が投票状況を参観できるようにしなければならない。
- ②大統領選挙の場合は候補者(政党推薦候補者の場合には候補者を推薦した政党をいう。)が、国会議員選挙の場合は「政治資金法」第27条の規定により補助金の配分対象になる政党が、選挙の期日前17日に当たる日までに、在外投票所別に在外選挙人等のうち2名を投票参観人として在外選挙管理委員会に届け出ることができる。
- ③第2項の規定により届け出た投票参観人はいつでも交替させることができ、在外投票期間には、当該在外投票所において交替を届け出ることができる。
- ④第2項の規定による投票参観人が選定されないか、又は一候補者若しくは一政党が選定した投票参観人しかいない場合は、在外選挙管理委員会が在外選挙人等のうち4名を本人の承諾を得て投票参観人に選定する。
- ⑤第4項の規定により選定された投票参観人は、正当な理由なく参観を拒否し、又はその職を辞することはできない。

第218条の21(在外投票の返送)

- ①在外投票所の責任委員は、毎日の在外投票の

締切り後、投票参観人の参観の下で投票箱を開き投票者数を計算した後、投票用紙を包装及び封印して在外投票管理官に引き渡さなければならない。

- ②在外投票管理官は、第1項の規定による投票用紙を在外投票期間満了日の翌日までに外交通商部を経由して中央選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合、在外投票の数が多いたときは、在外投票期間中にその一部を先に送付することができる。
- ③中央選挙管理委員会は、第2項により引き継いだ在外投票を、管轄区、市又は郡選挙管理委員会に書留で送付しなければならない。

第218条の22(在外投票所投票録等の作成及び送付)

- ①在外投票所の責任委員は、在外投票所に在外投票所投票録を備え、毎日の投票者数、在外投票管理官への在外投票の引渡し、その他在外投票所の投票管理に関する事項を記録しなければならない。
- ②在外投票所の責任委員は、在外投票所の投票がすべて終了した際には、投票箱及びその鍵、在外投票所投票録、その他在外投票所の投票に関するすべての書類を在外投票管理官に引き渡さなければならない。
- ③在外投票管理官は、在外選挙管理録を備え、在外選挙人登録申請及び国外不在者申告の受付及び処理、在外投票所の設置及び運営、その他在外選挙及び国外不在者投票の管理に関する事項を記録しなければならない。
- ④在外投票管理官が第218条の21第2項前段の規定により投票用紙を中央選挙管理委員会に送付するときは、在外投票所投票録を共に送付しなければならない。

第218条の23(在外投票の受付)

- ①区、市又は郡選挙管理委員会は、選挙の期日

前10日に当たる日から、投票用紙の投入及び保管のために、国外不在者投票箱及び在外選挙人投票箱（以下、この条及び第218条の24において「在外投票箱」という。）をそれぞれ整備しておかなければならない。

②区、市又は郡選挙管理委員会が受け付けた在外投票は、政党推薦委員の参加の下で在外投票箱に入れなければならない。

第218条の24（在外投票の開票）

①在外投票は、区、市又は郡選挙管理委員会が開票する。

②在外投票箱は、開票参観人の参観の下で、選挙日の午後6時以降に開票所に移し、他の投票箱の投票用紙と別に先に開票することができる。

第218条の25（無効投票）

①次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- 1 正規の投票用紙を使用していないもの
- 2 正規の投票用封筒を使用していないもの
- 3 投票用封筒が封緘されていないもの
- 4 どの政党又は候補者に投票したのかわからないもの
- 5 在外投票所で投票していないもの（第218条の16第3項により不在者投票所で投票したものを除く。）

②比例代表国会議員選挙において、候補者の姓名を記入したもの（政党の名称又はその記号を共に記入したものを含む。）は、無効とする。

③次の各号のいずれかに該当する投票は、無効としない。

- 1 同じ政党の名称若しくは記号又は候補者の姓名を2回以上書いたもの
- 2 姓名、記号又は政党の名称が一部誤って記入されているが、どの政党又は候補者に投票したのか明確なもの

3 投票用封筒に姓名、居所が記入されたもの、又は私印が捺印されたもの

4 在外選挙人が投票した後、選挙日の投票開始前に死亡した場合、当該在外選挙人の投票

第218条の26（国外選挙犯に対する公訴時効）

第268条第1項本文^(注18)にかかわらず、国外で犯したこの法に規定された罪の公訴時効は、該当の選挙日後5年を経過することで完成する。

第218条の27（在外選挙の公正性確保義務）

①中央選挙管理委員会及び在外投票管理官は、在外選挙人登録申請、在外投票の方法、その他在外選挙人の選挙権行使のための事項を広報する等、在外選挙人の投票参加及び在外選挙の公正性を確保するために努力しなければならない。

②中央選挙管理委員会は、在外選挙人が電話又はインターネットを通じて、候補者を推薦した政党の名称、候補者の姓名、記号及び選挙公約等を知ることができるように、必要な措置をとらなければならない。

③中央選挙管理委員会は、外国の選挙、政党、政治資金制度及びその運営状況並びに政党の発展方策等に関する調査及び研究を推進し、在外選挙制度の改善及び政治発展のために必要な努力をしなければならない。

第218条の28（在外選挙事務の支援）

中央選挙管理委員会、法務省、警察庁等は、在外投票管理官が行う在外選挙事務を支援し、違法行為予防及び資料収集等のために必要な場合には公館に所属職員を派遣することができる。

第218条の29（準用規定等）

①在外選挙に関してこの章に定めたことを除き、その性質に反しない範囲において、この法の他の規定を準用する。

②この章で定めた日時は、大韓民国標準時を基準とする。

第218条の30(施行規則)

国外不在者投票及び在外選挙の実施のために必要な事項は、中央選挙管理委員会規則に定める。

注

- (1) 選挙管理委員会法のこれらの規定は、委員会の任命及び委嘱(第4条)、委員長(第5条)、委員の解任事由(第9条)、委員会の議決定足数(第10条)等について定めるものである。
- (2) 「投票参観人」は公職選挙法第161条に定められるもので、日本の「投票立会人」に相当する。ここでは、原語のまま翻訳した。
- (3) 国内居所申告とは、「在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律」(以下「在外同胞法」という。)に定める制度で、例えば在日韓国人等の外国での永住権を有する在外韓国人のうち仕事や学業のために韓国に長期滞在する者等が申請できるものである。この制度による申告を行うと、事業等に必要な各種の証明が取得しやすくなったり、韓国国内で生活する上で利便性が高まる。法務部によると、2008年現在、国内居所申告済みの在外韓国人は6万4250名である。
- (4) 第18条は「選挙権がない者」についての規定であり、第1項第2号から第4号までは各々禁固以上の刑を執行中の者、選挙法違反や贈収賄などの罪により有罪が確定してから一定期間が経過していない者、法院の判決又は他の法律によって選挙権が停止又は喪失した者について規定している。
- (5) 第39条は「名簿作成の監督等」についての規定であり、不在者申告人名簿を含む選挙人名簿の作成については、管轄区、市又は郡選挙管理委員会及び邑・面・洞選挙管理委員会が監督すると規定する。その他、この条項では選挙人名簿作成に従事する公務員の任免等について規定している。
- (6) 第87条は「団体の選挙運動禁止」についての規定

であり、第1項は、選挙運動を行うことができない機関及び団体の種類を定めている。

- (7) 第59条は「選挙運動期間」についての規定であり、その例外として第3号は候補者及び候補者になろうとする者が自身の開設したインターネットホームページを利用して選挙運動をする場合と定めている。条文訳については、白井京「韓国の公職選挙法におけるインターネット関連規定」『外国の立法』No.227, 2006.2, p.124を参照。
- (8) 第70条は「放送広告」についての規定である。放送による広告時間は1回1分を超えてはならず、大統領選挙のテレビ又はラジオによる広告回数は各30回以内、比例代表国会議員選挙では各15回以内である。
- (9) 第71条は、「候補者等の放送演説」についての規定であり、各選挙について演説の時間及び回数の制限を定めている。
- (10) 白井 前掲注(7), p.124.
- (11) 同上, p.126.
- (12) 第82条の2は「選挙放送討論委員会主管の対談及び討論会」についての規定であり、第8条の7に定める「中央選挙放送討論委員会」が各選挙毎に対談や討論会を開催するよう義務付けている。
- (13) 第82条の3は、「選挙放送討論委員会主管の政策討論会」についての規定であり、ここでは、中央選挙放送討論委員会に対し、政党が放送を通じて政綱、政策を広く知らせるために、各政党の代表者等を招請して政策討論会を開催するよう義務付けている。
- (14) 第119条は、「選挙費用等の定義」についての規定であり、第1項では「選挙費用」を定義している。
- (15) 第148条は、「不在者投票所の設置」についての規定であり、選挙日6日前から2日間、不在者投票所を設置し運営するよう定める。第149条は、「機関又は施設内の不在者投票所」についての規定であり、病院、療養所、刑務所等の長は、管轄区・市・郡選挙管理委員会の許可を受けて、当該機関又は施設に不在者投票所を設置できると規定する。
- (16) 第163条は「投票所等の出入制限」について、第

166条は「投票所内外での騒乱言動禁止等」について、第167条は「投票の秘密保障」について定める規定である。

- (17) 政治資金法第27条は、「補助金の配分」についての規定である。ここでは、国会での議席数等の基準において補助金の配分・支給について定めている。
- (18) 第268条は「公訴時効」についての規定であり、第

1項ではこの法律で規定した罪の公訴時効については、当該選挙日後6か月（選挙日以降に行われた犯罪は、その行為が行われた日から6か月）を経過することにより完成すると定めている。

（しらいきょう・海外立法情報課）